

鳥取縣公報

縣令

昭和二十二年三月二十二日
外 土曜日

◇鳥取縣令第三十二號

商工協同組合法施行細則を次のように定める。

昭和二十二年三月二十二日

鳥取縣知事 吉田 忠一

第一條 商工協同組合（以下組合という）を設立しようとするものは左記事項を記載した設立發起届を知事に提出しなければならない。

- 一、設立しようとする趣旨
- 二、目的
- 三、名稱
- 四、地區
- 五、組合員たる資格
- 六、事業計畫

第二條 商工協同組合法施行規則（以下規則という）第一條の規定により發起人が創立總會を招集しようとするときは、少くとも一週間前に會議の目的たる事項、日時及び場所を知事に報告しなければならない。

第三條 規則第三條の規定により組合の設立認可を申請しようとするときは、創立總會終了後二週間以内に申請書を知事に提出しなければならない。

前項の設立認可申請書には規則第三條に定めるものほか組合員の設立同意書並びに出資引受書を添附しなければならない。

第四條 組合の設立認可申請書に添附すべき事業計畫書には、初年度において實施しようとするものの項目毎にその施行方法の概要を記載しなければならない。

第五條 組合は左の號の二に該當するときには、その理

由を具して知事に報告しなければならない。

一、設立認可後二箇月を経過するも出資第一回の拂込を完了しないとき。

二、出資第一回の拂込後二箇月を経過するも事業を開始しないとき。

第六條 規則第四條の規定により組合が設立の登記をしたときには、二週間以内これを知事に届け出でなければならぬ。

第七條 規則第五條の規定により組合が毎事業年度の收支豫算及び經費の賦課徴收方法を定めるときには、總會の決議録の謄本を添附して二週間以内これを知事に届け出でなければならぬ。その變更があつたときも同様である。

第八條 規則第六條の規定による財産目録、貸借対照表、事業報告書及び剰餘金の處分案についても總會の承認があつたときには、決議録の謄本を添附して二週間以内これを知事に届け出でなければならぬ。

第九條 事業報告書には經費收支決算書及び損益計算書の

ほか左の事項を記載しなければならない。

一、組合員數及び出資口數の異動

二、事業の項目毎に業務の概況

第十條 商工協同組合法（以下法という）第四十一條第三項の認可を受けようとするときには、規則第八條に定める書面のほか變更を必要とする事由及び新舊條文の抜すを添附しなければならない。

第十一條 規則第九條の規定により組合が事務所の移轉の登記又は理事及び監事の氏名及び住所並びに出資の總口數の變更登記をしたときには、一週間以内これを知事に届け出でなければならぬ。

第十二條 規則第十條の規定により検査員を選任し又は解任したときには二週間以内これを知事に届け出でなければならぬ。

第十三條 規則第十三條の規定による解散の登記をしたときには二週間以内これを知事に届け出でなければならぬ。

第十四條 法第二十六條の規定により決議の取消を請求し

ようとするものは、その理由を具して知事に請求しなければならない。

第十五條 法第二十七條第十項の規定による通常總會は毎事業年度終了後二箇月以内これを招集しなければならない。

第十六條 總會を招集しようとするときは、少くとも五日前に會議の目的をる事項、日時及び場所を知事に報告しなければならない。

第十七條 總會又は理事會の議長は左の事項を記載した決議録を作成して、議長及び出席者二人以上これに署名捺印しなければならない。

一、開會の日時及び場所

二、組合員數及びその出席者數

三、議事の要領

四、議決した事項及び賛否の議決權數

第十八條 總會又は理事會を終了したときには、二週間以内決議録の謄本を添えてその顛末を知事に報告しなければならない。

但し理事會の議決を要する事項で輕微なものについてはこの限りでない。

第十九條 監事は少くとも毎年度二回組合の監査を行う。その顛末を知事に報告しなければならない。

第二十條 組合は毎月末日現在により試算表を作成し翌十日迄にこれを知事に提出しなければならない。

第二十一條 検査事業を行う組合は前月中の検査成績を翌月十日迄に知事に報告しなければならない。

第二十二條 組合が訴訟の當事者となつたとき又はその訴訟の判決若くは和解確定したときは、その要領を知事に報告しなければならない。

第二十三條 組合が破産の宣告を受けたときには理事又は清算人は遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。

第二十四條 清算人は毎月清算事務の状況を知事に報告しなければならない。

第二十五條 組合は法第三十五條に定めあるものほか少くとも左に掲げる帳簿を備えなければならない。

00699

- 一、 賦課金収入帳
- 二、 財産簿帳
- 三、 仕譯帳
- 四、 總元帳
- 五、 現金出納帳

第二十六條 前條の帳簿及び書類は左によりこれを保存しなければならない。

一、 帳簿の部分を作成しない傳票類

事業年度終了後三年間

二、 その他の帳簿及び書類 事業年度終了後十年間

第二十七條 この縣令は商工協同組合連合會にこれを準用する。

第二十八條 この縣令によつて知事に提出しなければならない書類は主たる事務所々在地の地方事務所長又は市長を經由しなければならない。

第二十九條 この縣令の施行に關する事務の全部を商工協同組合中央會鳥取縣支部をして取り扱はせることができる。

附 則
第三十條 この縣令は公布の日からこれを施行する。
昭和十九年四月鳥取縣令第二十七號商工組合法施行細則はこれを廢止する。

告 示

鳥取縣告示第百十九號
物價統制令第十四條の規定により本縣における派出看護婦の看護料金を次のように指定する。
昭和二十二年三月二十二日
鳥取縣知事 吉 田 忠 一

(一) 派出看護婦の最高看護料金(一日)

病氣の種類	料 金	看 護 料 等 級	備 考
左記以外の普通病	二〇圓〇〇一五圓〇〇	一 等	
肺炎、破傷風、産褥熱、丹毒、精神病、急性肋膜炎、ウイルス氏病、淋病、麻疹、微毒、膿漏眼、肋膜炎、流感	二五、〇〇二〇、〇〇	二 等	

00700

腸チブス、デフテリア、猩紅熱、痘瘡、パラチブス、流行性脳脊髄膜炎	二五、〇〇二〇、〇〇	
結核、流行性腦炎、赤痢、疫痢、疹疹チブス、癩	二七、〇〇二二、〇〇	
コレラ、ペスト	五〇、〇〇	
公衆衛生 (豫防注射の助手)	二〇、〇〇	

(一) 患者一名以上を一人で看護する場合は一人を増すことに割増とする。

(三) 派出看護婦の勤務については出發の日及び用済歸宅の日も夫々其日敷に計上するものとする。

(四) 左の場合には普通病料金を受領することができる。

(一) 派出看護婦が交通遮断をされた時は其期間中。

(二) 看護婦派出後は取消申出又は即時用済の場合も一日分。

(五) 派出看護婦の往復旅費は一切患家において負擔するものとする。

(六) 患家は看護婦に相當の食物(主食を含まず)並びに寢具を給し毎日入浴の便を與え一晝夜に七時間以上別

室において休憩時間をあたえるものとする。
但し患家の都合により自炊させる場合は時價に應じた食費を支給するものとする。

82000

00700